○厚生労働省告示第百十七号

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第一の二中「12まで」を「14まで」に改め、同2中「及び特例フィリピン人第四陣看護師候補者」を「、特例フィリピン人第四陣看護師候補者及び特例フィリピン人第五陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者」に改め、同12中「第二の一の1の(1)のイ（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(1)」に、「第二の二の1の(1)のイ（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）」を「第二の二の1の(1)」に、「その他」を「その他の」に改め、同12を同14とし、同11を同13とし、同10を同11とし、同11の次に次のように加える。

12　特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者　平成二十四年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の9を同10とし、同8を同9とし、同7の次に次のように加える。

8　特例フィリピン人第五陣看護師候補者　平成二十五年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1及び2を次のように改める。

1　特例フィリピン人看護師候補者の責務

特例フィリピン人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2　特例フィリピン人介護福祉士候補者の責務

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

第一の三の3中「平成二十四年度から平成二十七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度から平成二十七年度までに実施される介護福祉士国家試験」を「別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験」に改める。

第二の一の1を次のように改める。

1　特例フィリピン人看護師候補者の要件

特例フィリピン人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

第二の一の2の(1)中「協定指針第二の一の3の(1)から(7)まで」を「協定指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）」に、「3の看護研修改善計画」を「3の(1)の看護研修改善計画」に改める。

第二の一の2の(2)中「3の看護研修改善計画」を「3の(1)の看護研修改善計画」に改める。

第二の一の3中「1の(1)（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「特例フィリピン人看護師候補者」に、「(5)まで」を「(4)まで」に改める。

第二の一の3の(1)を次のように改める。

(1)　研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

第二の一の3の(2)を削り、同(3)中「看護研修改善計画」を「(1)の看護研修改善計画」に改め、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同(5)を同(4)とする。

第二の一の4中「1の(1)（同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。）」を「1の(1)」に改める。

第二の二の1を次のように改める。

1　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ　イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2)　第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3)　別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

第二の二の2の(1)中「協定指針第二の二の3の(1)から(4)まで」を「協定指針第二の二の3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）」に改める。

第二の二の2の(2)中「3の介護研修改善計画」を「3の(1)の介護研修改善計画」に改める。

第二の二の3中「1の(1)（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）」を「特例フィリピン人介護福祉士候補者」に、「(4)まで」を「(3)まで」に改める。